

3. 人間社会学部履修細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は学則・学部規程に基づき、履修の基準を定めて、学生の適正且つ円滑な学習に資することを目的とする。

(教育課程)

第2条 本学部の教育課程は、教養科目、専門科目及び教職科目によって構成される。

2 専門科目は情報社会専門科目及び心理専門科目によって構成される。

(授業科目)

第3条 前条の各課程に関する授業科目は別表に示す通りである。

2 年度によって前項の授業科目の一部を変更し、または設けないことがある。

3 授業科目は、必修科目、選択科目、選択必修科目及び自由科目にわけらる。

(単位)

第4条 前条の各授業科目について認定する単位数は別表に示す通りである。

2 単位認定は履修登録のある授業科目について行う。

(卒業条件)

第5条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、履修の要件に従い、次のとおり124単位以上を修得しなければならない。

2 教養科目を44単位以上、専門科目を80単位以上修得しなければならない。

3 情報社会学科においては、卒業に必要な単位として認定する心理専門科目は20単位までとし、心理学科においては、卒業に必要な単位として認定する情報社会専門科目は20単位までとする。

4 卒業するためには各学科で定める、必修科目すべてを履修し修得しなければならない。

5 卒業延期になった者、及び休学期間を有する者等については、その条件が満たされた場合には、学長が9月卒業を認めることがある。

6 人間社会学部規程第17条第2項、第3項に定めた早期卒業の要件を満たした場合には、3年間の在学で卒業することができる。

(授業時間割)

第6条 授業時間割は毎年度始めに提示する。

2 同一科目を複数のクラスで開講する場合は、クラス指定を行うことがある。その場合学生は原則として指定されたクラスに所属する。

(履修学年)

第7条 各授業科目を履修すべき学年は別表に示す通りである。

2 在籍する学年より上級の学年で履修すべき科目を履修することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、転入生及び編入生は、学科において適当と認める場合には、上級学年の授業科目の履修を認めることがある。

(履修手続)

第8条 学生は毎学年の初めに、当該学年で履修しようとする授業科目を届け出

なければならない。

- 2 履修届提出の期限は毎学年の初めに掲示する。
- 3 必要ある時は臨時に履修届を提出させることがある。
- 4 届け出ていない授業科目を履修することはできない。
- 5 第15条から17条にかかげる科目を除き、1年に48単位を超える履修科目を届け出ることにはできない。

(他学科および他学部の科目履修)

第9条 学生は、所属学科長および当該科目担当教員の許可を得て、他学科および他学部の科目を履修することができる。

- 2 前項の規定によって履修した科目については、10単位までを所属学科の選択科目として認定することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職課程履修者については、必要と認められる範囲内において、他学科、他学部の科目を履修することができる。

(試験)

第10条 試験は履修届が出された科目について学期末に行う。ただし、担当教員が必要と認めた場合は適宜行うことがある。

- 2 定期試験の日程については実施する1週間前までに掲示する。
- 3 学業成績の評価は、評語を以ってしめす。評語は学部規程第14条に従うものとする。

(追・再試験)

第11条 追・再試験は学部規程第15条、第16条によって行われる。

- 2 追・再試験は、必要な届け出をせずに受験することはできない。
- 3 再試験による成績の評定は、良・可又は不可とする。
- 4 追試験による成績の評定は優・良・可又は不可とする。

(受験料)

第12条 追試験の受験料は無料、再試験の受験料は1科目3,000円とする。

(試験の不正行為)

第13条 試験及びレポート提出に関して不正行為があった場合には、別に定めるとおり、当該試験期の単位を無効とする等の処分を行う。

第2章 教職課程

(教職課程の履修願)

第14条 教職課程の履修を希望する学生は、履修を開始する学期の初めに、学則別表Iに定める教職課程登録料を添えて教職課程履修者登録票を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 教職課程の履修許可を受けていない学生が、教職課程の履修許可者のみが受講可能な科目を履修した場合、本人の了解なく、履修を取り消されることがある。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

第15条 教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、人間社会学部規程別表IIに

定める免許法の規定科目から、中学校教諭 1 種免許状を取得する場合は必修科目 27 単位、高等学校教諭 1 種免許状を取得する場合は必修科目 23 単位を修得しなければならない。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

第16条 中学校教諭 1 種免許状(社会)を取得する場合の教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、人間社会学部規程別表Ⅱに定める免許法の規定科目から、必修科目を含めそれぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ 1 単位以上修得し、各教科の指導法に関する科目の単位と併せて 28 単位を修得しなければならない。

2 高等学校教諭 1 種免許状(公民)、高等学校教諭 1 種免許状(情報)を取得する場合の教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、人間社会学部規程別表Ⅱに定める免許法の規定科目から、必修科目を含めそれぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ 1 単位以上修得し、各教科の指導法に関する科目の単位と併せて 24 単位を修得しなければならない。

3 各教科の指導法に関する科目の履修について、原則として、教科教育法Ⅰ及びⅡを履修し、修得後、教科教育法Ⅲ及びⅣを履修することができる。

(大学が独自に設定する科目)

第17条 大学が独自に設定する科目の単位は、人間社会学部規程別表Ⅱに定める免許法の規定科目から、中学校教諭 1 種免許状を取得する場合は 4 単位、高等学校教諭 1 種免許状を取得する場合は 12 単位を修得しなければならない。ただし、第16条及び第16条 2 項に規定する教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数(中学校 28 単位・高等学校 24 単位)以上修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位として充てることができる。

(教育実習)

第18条 教育実習Ⅱもしくは教育実習Ⅲを履修するためには、あらかじめ教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲ及び教職実践演習を除く教育の基礎的理解に関する科目等の科目、教科及び教科の指導法に関する科目の各教科の指導法の科目を 3 年次までに修得しなければならない。

(教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目)

第19条 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位は、人間社会学部規程別表Ⅱに定める免許法の規定科目から、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位、情報機器の操作 2 単位を修得しなければならない。

第 3 章 進級及び留年

(進級)

第20条 第 3 学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 情報社会学科の学生が第 3 学年に進級するためには、教養科目、専門科目に

に関して、合計28単位以上を修得していなければならない。

- 3 心理学科の学生が第3学年に進級するためには、教養科目、専門科目に関して、合計28単位以上を修得していなければならない。

第21条 第4学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

- 2 情報社会学科の学生が第4学年に進級するためには、教養科目、専門科目に関して、合計76単位以上を修得していなければならない。

- 3 心理学科の学生が第4学年に進級するためには、教養科目、専門科目に関して、合計76単位以上を修得していなければならない。

(留年)

第22条 第20条及び第21条によって進級できなかった学生(以下「留年生」という)は、前年度に引き続き、それぞれ第2学年、または第3学年に在籍するものとする。

(留年生の履修)

第23条 留年生は第7条にかかわらず、次の各号により、上級学年の授業科目を履修することができる。

- (1) 第2学年の留年生は、第3学年のための授業科目。
- (2) 第3学年の留年生は、情報社会総合演習Ⅰ・Ⅱ、総合研究演習Ⅰ・Ⅱ、及び教育実習Ⅱ・Ⅲ、教職実践演習を除く第4学年のための授業科目。
- 2 第2学年において複数回の留年となった学生は、前項第1号とともに第2号の規定も適応することとする。
- 3 前第1項、第2項の規程にかかわらず、学科において適当と認める場合には、上級学年の授業科目の履修を認めることがある。

(留年生の復級)

第24条 留年した学生が、留め置かれた学年で、所定の単位を修得した場合は、教授会の議を経て該当学年への進級を認める。

(雑則)

第25条 第20条、第21条及び第22条の規定にかかわらず教授会が適当と認める場合には、進級を許可することがある。

附 則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和3年4月1日から施行する。